

# 令和3年度における青森県職業訓練実施計画

令和3年4月1日

## 第一 総則

### 一 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### 二 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### 三 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 第二 労働市場の動向と課題等

### 一 労働市場の動向と課題

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢は着実に改善していたが、

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度第1四半期の国内総生産において戦後最大の落ち込みが生じるなど、今後も、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響により一層注意する必要がある。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引き上げのための支援、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職支援、人材育成の強化・人材確保対策・地方創生の推進などにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、様々な課題に直面している者がおり、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

また、企業が付加価値の高い分野又は医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図ることが重要であり、そのために必要となる人材の育成を行っていきけるよう、公的職業訓練のあり方を不断に見直していくことが重要である。とりわけ、第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展による技術革新に対応する人材の育成が求められている。

このため、これらの課題等に的確に対応するため、離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移し、フリーターの数については、令和元年で138万人と6年連続で減少している一方、フリーターと同属性の35～44歳の層は平成24年以降50万人～60万人台の水準で推移している。また、ニートである若年者もいまだ多い状況となっている。こうしたことから、今後の我が国の社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。あわせて、能開法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書（以下「ジョブ・カード」という。）を活用し、若年者の職業能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することが重要である。

また、女性については、出産・子育ての時期にある年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

高齢者については、人生100年時代を迎え、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を拡充していくことが求められている。現に60歳を過ぎても多くの高齢者が就業しており、年齢に関わりなくいつまでも働きたいという者も多い状況にある中で、政府としても70歳までの就業機会の確保に向けて高

年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)を改正し、高齢者就業確保措置に係る努力義務を新設したこと等を踏まえれば、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが重要である。

また、我が国の基幹的な産業であるものづくり現場を支えてきた熟練技能者が、徐々に職業生活からの引退過程を迎えているため、ものづくり現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、当該現場の戦力となる人材の育成を図ることが重要であるとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上を図っていくことが求められる。このため、事業主等による多様な職業能力開発を一層推進するほか、公共職業能力開発施設においては、職業訓練指導員を派遣する等、事業主等による職業能力開発を支援するとともに、中小企業事業主等の人材ニーズに対応した公的職業訓練及びものづくり現場の戦力となる若年技能労働者の育成を一層推進する必要がある。

さらに、我が国の産業構造や資源には地域特性があることから、地域のニーズを踏まえた公的職業訓練を実施することが必要である。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加しており、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇い入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策については、母子家庭、父子家庭、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている世帯や生活困窮者(生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。)の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携により、母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者や生活困窮者に対する職業能力開発を含めた就労支援を推進することが必要である。

## 二 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年度の新規求職者は令和2年12月末現在で48,686人であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和2年12月末現在で26,550人であった。

そうした中、令和2年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練(離職者訓練)については、令和2年12月末現在で、青森県(以下「県」という。)918人、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構青森支部(以下「機構」という。)174人であり、求職者支援訓練については、令和2年12月末現在で146人であった。また、令和2年度の就職率は、公共職業訓練(離職者訓練)の施設内訓練が県22.2%、

機構 78.3%、委託訓練(県のみ)73.4%、求職者支援訓練の基礎コースが 33.3%、実践コースが 62.3%であった。

注 求職者支援訓練については、平成 26 年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

注 施設内訓練・委託訓練は令和2年 12 月末までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは令和2年 6 月末までの訓練修了者等の訓練修了後3か月の就職率である。在職者訓練の受講者数は、令和2年 12 月末現在で県 255 人、機構 379 人であり、学卒者訓練については、令和2年 12 月末現在で県 241 人、機構 108 人であった。

### 第三 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価制度、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

なお、令和2年5月からは公共職業訓練の全ての課程について、令和3年2月からは求職者支援訓練について、同時双方型によるオンラインによる訓練の実施を可能としたところであり、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続きオンラインによる訓練の実施を推進していくこととする。

#### 一 公共職業訓練(離職者訓練)の対象者数等

##### (1) 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、県 1,608 人、機構 274 人とする。離職者訓練の対象者数のうち、県 55 人、機構 244 人については、施設内訓練(公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。)として実施するものとする。施設内訓練のうち、30 人(機構のみ)については、企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練(以下「日本版デュアルシステム」という。)として実施するものとする。また、離職者訓練の対象者数のうち、1,553 人(県のみ)については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込める医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等において充実を図るものとし、その対象者数のうち、45 人については実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステムとして、それぞれ実施するものとする。

就職率は施設内訓練で 80%、委託訓練で 75%を目指す。

##### (2) 離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するた

め、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を都道府県又は市町村が能開法第16条第1項又は第2項の規定に基づき設置する施設(障害者職業能力開発校を除く。)において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。

施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。なお、ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練の実施にも取り組む。

また、出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。あわせて、多様な民間教育訓練機関等を活用し、育児中の女性等のリカレント教育に資する職業訓練を実施し、早期就職を支援する。さらに、これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を一層推進する。具体的には、長期高度人材育成コースを98人の枠で設定し、2年訓練として、介護福祉士及び保育士のほか、理容師、美容師、栄養士、応用情報技術者、1年訓練として調理師の国家資格を取得し正社員就職を目指す訓練として、実施する。また、第4次産業革命による産業構造の変化や人材の流動化に対応するため、これから社会人として標準的に習得を求められるIT理解・活用力を習得する訓練、新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護分野の訓練を推進するほか、地域レベルのコンソーシアムにより開発した職業訓練の設定促進を図る。

### (3) 効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該離職者訓練の受講者に対し、公共職業安定所との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング(能開法第2条第5項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。)、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

また、安定的な雇用への円滑な移行を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

さらに、訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、都道府県労働局と都道府県の訓練実施機関等で受講者の就職状況等の共有を図り、訓練修了時点で就職が決まらない可能性のある受講生に対しては、訓練修了前からハローワークに誘導するなど就職支援の徹底を図る。

委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、都道府県労

働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。

## 二 公共職業訓練(在職者訓練)の対象者数等

### (1) 対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、県660人、機構540人とする。このほか、民間人材を活用した企業の生産性向上のための支援については600人を対象とする。

### (2) 在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。なお、第4次産業革命に対応してIoT 技術等に対応した職業訓練の実施に取り組む。

また、能開法第15条の7第1項第4号に規定する職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)等に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネートや生産性向上に必要な生産管理、IT利活用等を習得するための事業主支援等を行い、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充することにより、中小企業等の労働生産性向上等に向けた人材育成を支援する。併せて、70歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。

### (3) 効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練コースの設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

## 三 公共職業訓練(学卒者訓練)の対象者数等

### (1) 対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数(R3入校者数定員)は、県 200人、機構 65人とする。学卒者訓練の対象者数のうち、機構 130人(機構のみ)については専門課程による公共職業訓練として、200人(県のみ)については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

### (2) 学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。なお、第4次産業革命の進展に対応するため、特に、ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練の実施にも取り組む。

### (3) 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。また、低所得世帯の者に対し、経済的負担を軽減することにより、職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の強化を図るため、学卒者訓練における支援措置を実施する。

#### 四 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

##### (1) 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、95人（県のみ）とする。障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、55人については、委託訓練として実施するものとする。また、就職率は施設内訓練で70%、委託訓練で55%を目指す。

##### (2) 障害者等に対する公共職業訓練の内容

障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、都道府県が能開法第16条第1項の規定に基づき設置する職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、精神障害者等の受け入れに係るノウハウの普及や対応力の強化に取り組むことにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。

さらに、民間企業等に対して委託する障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースに重点を置き、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。また、障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コースにおいて就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

##### (3) 障害者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら職業訓練を推進するとともに、平成28年7月に取りまとめた「職業能力開発施設における障害者に対する職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）を踏まえた取組を推進する。

## 五 求職者支援訓練の対象者数等

### (1) 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響も懸念されることから、非正規雇用労働者自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、563人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模970人を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

### (2) 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定する。

その際、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めるとともに、地域間の調整を効率よく実施するために、「地域優先枠」を設定する。設定地域は青森地域(青森、むつ安定所管轄)、八戸地域(八戸安定所管轄)、上十三地域(野辺地、三沢、十和田安定所管轄)、津軽地域(弘前、五所川原、黒石安定所管轄)とする。

29年度に検証訓練としてコンソーシアム事業で実施した分野(旅行・観光、販売)のうち、販売分野について「地域ニーズ枠」を専用枠として設定する。

### (3) 求職者支援訓練の実施計画

求職者支援訓練の実施計画については、分野、地域、実施時期等について公共職業訓練の実施計画と一体的に調整した上で、計画することとする。

特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

なお、1コース当たりの認定定員は5人下限、15人を上限とする。

イ 基礎コース	467人
うち青森地域(地域優先枠)	135人
うち八戸地域(地域優先枠)	125人
うち上十三地域(地域優先枠)	77人
うち津軽地域(地域優先枠)	130人



□ 実践コース	503 人	
うち介護系	75 人	
うち青森地域(地域優先枠)		15 人
うち八戸・上十三地域(地域優先枠)		30 人
うち津軽地域(地域優先枠)		30 人
うち医療事務系	60 人	
うち青森地域(地域優先枠)		15 人
うち八戸・上十三地域(地域優先枠)		30 人
うち津軽地域(地域優先枠)		15 人
うち情報系	51 人	
うちその他の分野	302 人	
うち青森地域(地域優先枠)		90 人
うち八戸地域(地域優先枠)		85 人
うち上十三地域(地域優先枠)		55 人
うち津軽地域(地域優先枠)		72 人
うち地域ニーズ枠	15 人	
うち旅行・観光分野専用枠		0 人
うち販売分野専用枠		15 人

※地域優先枠で認定コース定員が認定上限値を下回った人数(以下、余剰定員という。)が発生した場合には、他の地域で余剰定員の余剰定員の活用も可とする。

求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごとに認定枠を示し、4半期ごとに認定する(地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものとする。

また、求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 各月計画数全体の 30%

□ 実践コース 各月計画数全体の 30%

※新規参入枠は、各コース各月計画数全体の30%が 10 人未満の場合には 10 人に切り上げることとする。

※実践コースについては各月の地域ニーズ枠を除いた全分野を合算して共有の枠とする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

余剰定員が生じた場合は、次のとおり活用するものとする。

イ 認定申請が少ないことにより、実践コースにおいて設定された訓練分野(介護系、医療事務系、情報系)に余剰定員が発生した場合は、「その他の分野」に余剰定員を振り替える。

ロ 新規枠で設定枠以上の認定申請があり、実績枠で余剰定員がある場合は、新規枠へ余剰定員を振り替える。(第4四半期を除いて、基礎コースと実践コース間での余剰定員の振替は行わない)

ハ 繰り越した余剰定員については、第4四半期において、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可とする。

#### 第四 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

##### 一 関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和3年度においても、青森地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

青森地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキングチームを、青森労働局、青森県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部の三者により開催する。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、青森労働局及び各公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

##### 二 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。